

通達甲（生. 総. 企1）第1号

平成29年6月9日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

ストーカー行為等の規制等に関する法律等の運用について

このたび、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「法」という。）、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成12年政令第467号）、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年国家公安委員会規則第18号。以下「施行規則」という。）及びストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第19号。以下「意見の聴取規則」という。）について、適正かつ効果的な運用を図るために統一的運用解釈を定め、平成29年6月14日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

おって、ストーカー行為等の規制等に関する法律等の運用について（平成12年11月17日通達甲（生. 総. 企）第7号）は、廃止する。

記

第1 ストーカー行為等に係る相談の受理

1 相談の受理

- (1) 職員は、ストーカー行為等に係る相談（以下「相談」という。）を受理した場合は、事案の内容、経過等必要な事項について所属長に速報するものとする。この場合において、所属長は、人身安全関連事案総合対策本部人身安全関連事案事態対処チーム（以下「事態対処チーム」という。）に速報するものとし、その指導及び助言を得つつ、対処方針及び対処態勢を決定するものとする。
- (2) 相談を受理した職員は、速報した後、警視庁生活安全相談取扱要綱（平成12年3月16日通達甲（生. 総. 家相）第3号）に規定する警察総合相談業務等管理システム（以下「管理システム」という。）に登録し、その相談の内容、経過、措置等を入力して、別記様式第1号の「ストーカー行為等に係る相談処理結果表」を作成した上、所属長に報告するものとする。

- (3) 警察署において相談を受理する場合であって、事件化のための擬律判断を的確に行うため必要があると認めるときは、原則として生活安全担当課員（島部警察署にあつては生活安全を担当する係員。以下「生安課員」という。）と刑事担当課又は組織犯罪対策担当課（以下「刑組担当課」という。）の課員がともに聴取するものとする。
- (4) 警察署長(以下「署長」という。)は、相談について行政措置又は事件捜査が必要と認められた場合は、規制対策責任者（保安を担当する警部補）に対し、必要な指示を行い、適正に対処するものとする。この場合において、刑組担当課の事件としての対応が必要と認められた場合は、刑組担当課の課員に対しても、事案の対処に当たらせるものとする。

2 相談の受理に当たっての留意事項

- (1) 人権を尊重し、厳正公平かつ親切丁寧に対応するとともに、迅速かつ的確な措置を講ずるものとする。
- (2) 相談については、迅速に対応し、相談の受理を引き延ばすことのないようにするものとする。
- (3) 相談者に対して警告、援助の措置等の趣旨及び内容についての説明を行うとともに、意思の疎通を十分に図るものとする。
- (4) 相談の内容から判断して、他の公的機関、民間団体等（以下「公的機関等」という。）において対応した方が適当と認められるものについては、速やかに当該公的機関等に連絡の上、確実に引き継ぐものとする。

3 相談への対応

相談を受理した警察署においては、その管轄にかかわらず、次の初動措置を講ずるものとする。

- (1) 相談者又はその親族、関係者等（以下「相談者等」という。）に対する保護、身辺警戒等
- (2) 法第3条の規定に違反する行為（以下「法第3条違反行為」という。）をした者に対する事情聴取、口頭警告その他必要な調査等
- (3) 関係者等に対する事情聴取等
- (4) その他必要と認められる措置

4 相談の引継ぎ

- (1) 所属長は、他の所属長に相談を引き継ぐ必要があると認められた場合は、事態対処チームに連絡し、調整を受け、管理システムにより、引継ぎを行うものとする。
- (2) 前（1）の場合において、事態対処チームは、相談者の意思、安全確保、事後の調査・

捜査の効率的遂行、法第3条違反行為をした者の特性等を踏まえ、相談者の保護に最も資する観点から、当該相談を引き継ぐべき署長について調整を行うものとする。

- (3) 前(2)の調整の結果、当該相談について道府県警察の管轄区域内にある警察署に相談を引き継ぐこととなった場合は、事態対処チームに連絡した上、ストーカー行為等に係る相談処理結果表の写しにより、当該相談を引き継ぐものとする。
- (4) 相談の対応をする警察署以外にも、相談者等の身边、居所等の警戒その他の被害の発生防止のための対策（以下「保護対策」という。）を実施する必要がある警察署が存在する場合には、管理システムに必要な登録を実施するとともに電話連絡を行い、相談内容の共有化を図るものとする。この場合において、保護対策を実施する警察署が道府県の警察署である場合は、事態対処チームに報告するものとする。
- (5) 前(4)の電話連絡を受けた警察署において、当該連絡に係る事案の担当者は、署長等に報告する等情報共有化を図るものとする。
- (6) 前記(4)の規定による報告を受けた事態対処チームは、ストーカー行為等に係る相談処理結果表の写しを当該道府県警察本部に送付した上、情報の共有化を図るものとする。
- (7) 道府県警察本部長又は道府県の署長が受理した相談について、当庁の警察署において保護対策を実施する必要がある場合は、事態対処チームを経由して、当該相談事案に係る資料の送付等の必要な連絡が行われることから、当該相談事案に係る担当者は、署長等に報告する等情報共有化を図るものとする。

5 報告

相談の受理及び処理結果は、管理システムにより、生活安全部長（警視庁ストーカー対策室（以下「ストーカー対策室」という。）経由）に報告するものとする。

第2 警告（法第4条関係）

1 警告の申出の受理等

(1) 警告の申出の受理

ア 警告の申出は、次に掲げる者が受理するものとする。

(ア) 当該申出人の住所地若しくは居所を管轄する警察署（以下「申出人関連警察署」という。）、法第3条違反行為をした者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を管轄する警察署（以下「行為者関連警察署」という。）又は当該行為が行われた地域を管轄する警察署（以下「行為地関連警察署」という。）の生
安課員

(イ) ストーカー対策室の職員

イ 警告の申出を受理する場合は、施行規則別記様式第1号の「警告申出書」に記入させるものとする。ただし、申出人から依頼があった場合は、受理した者が代書するものとする。

ウ 警告の申出を受理する場合において、当該警告を実施することができる署長又は道府県警察本部長（以下「署長等」という。）が複数存在するときは、ストーカー対策室の室長（以下「ストーカー対策室長」という。）に連絡するものとする。

エ 前ウの規定による連絡を受けたストーカー対策室長は、申出人の意思、安全確保、事後の調査・捜査の効率的遂行、法第3条違反行為をした者の特性等を踏まえ、申出人の保護に最も資する観点から、当該警告を行うべき署長等について調整を行うものとする。この場合において、当該警告に係る申出を、既に他の署長等が受理しているときも必要に応じて調整を行うものとする。

オ 前エの調整の結果、警告の申出を受けていない署長（道府県の署長を除く。）が当該申出に係る警告を実施することとなった場合は、当該申出を受けた署長は、別記様式第2号の「関係資料送付書」により、当該警告に係る警告申出書及び関係書類等を送付するものとする。

カ 前記エの調整の結果、警告の申出を受けていない道府県の警察署が警告を実施することとなった場合は、当該申出を受けた署長は、生活安全部長（ストーカー対策室経由）に報告した上で、前オに規定する資料を送付するものとする。

キ 前記エの調整の結果、道府県警察本部長又は道府県の署長が受理した事案について当庁の署長が警告を実施することとなった場合は、ストーカー対策室長は当該警告に係る資料等の送付を受けるとともに、生活安全部長に報告し、警告を実施する署長を決定し、当該資料を送付するものとする。この場合において、ストーカー対策室長が資料の送付を受けた時をもって警告の申出を受理したものとして扱うものとする。

(2) 警告の要件の確認

警告の申出を受理する場合は、つきまとい等を受けている者からの申出であることのほか、次に掲げる要件を確認した上、警告の申出を受理することが適当であるか否かを判断するものとする。

ア 法第3条違反行為があると認められること。

イ 法第3条違反行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認められること。

(3) 調査等

ア 警告の申出を受理した生安課員は、申出人から当該警告の対象となる行為を行った者（以下単に「行為者」という。）の人定、申出人と行為者との関係、警告の要件、不安を覚えている状況等を詳細に聴取し、別記様式第3号の「事情聴取書」を作成するものとする。この場合において、当該事情聴取書は、申出人に閲覧させ、又は読み聞かせて誤りのないことを確認した上、申出人に署名押印を求めるものとする。

イ 法第13条第1項の規定により報告を求める場合その他必要と認める場合は、行為者その他の関係者に対し、事情聴取書を作成し、これを供述者に閲覧させ、又は読み聞かせて誤りのないことを確認した上、供述者に署名押印を求めるものとする。この場合において、供述者が署名押印を拒んだときは、当該事情聴取書にその旨を記載するものとする。

ウ 前ア及びイの場合において、供述者が事情聴取書の作成を拒んだとき、つきまとい等の現場において事情聴取書を作成するいとまがないとき、電話により事情聴取を行ったときその他事情聴取書を作成できないときは、別記様式第4号の「調査等報告書」を作成するものとする。

エ 前アからウまでの規定によるほか、警告の申出に関して必要な調査等を行った場合は、調査等報告書を作成するものとする。

オ 物件の提出及び管理

(ア) 前イからエまでの規定による調査等に当たり、物件（法第13条第1項の規定により提出を受ける資料を含む。以下同じ。）の提出を受けた場合は、請求の有無にかかわらず、別記様式第5号の「提出物件目録」を作成し、その写しを提出者に交付するものとする。この場合において、提出を受けた物件については、適正に管理するものとする。

(イ) 提出を受けた物件の所有者がその所有権を放棄する旨の意思表示をした場合は、別記様式第6号の「所有権放棄書」の提出を求めるものとする。

(ウ) 提出を受けた物件を還付する場合は、別記様式第7号の「提出物件還付請書」と引換えに行うものとする。

カ 警告の申出を受理した場合は、警告申出書の写しに事情聴取書又は調査等報告書（以下「事情聴取書等」という。）の写しを添付して生活安全部長（ストーカー対策室経由。以下同じ。）に報告するものとする。

2 警告の実施

(1) 警告のための事実の調査

ア 警告をしようとする場合は、警告の要件を事情聴取書、調査等報告書、提出物件目録、所有権放棄書、提出物件還付請求書等により立証しておくものとする。

イ 必要により、当該警告を受ける者（以下「警告対象者」という。）から直接事情聴取を行い、事情聴取書等を作成するものとする。

(2) 警告の事前報告

警告の申出を受理した場合において、前1の(3)に規定する調査等の結果、法の規定による警告の要件に該当し、これを実施する必要があると認めたときは、別記様式第8号の「警告審査票」を速やかに作成し、生活安全部長に報告するものとする。

(3) 警告の実施

ア 警告は、生安課員又はストーカー対策室の職員が、施行規則別記様式第2号の「警告書」を警告対象者に直接交付して行うものとする。ただし、緊急を要し、警告書を交付するいとまがない場合は、口頭で行うことができる。

イ 口頭により警告を実施した場合は、実施後速やかに、口頭で警告を行った日付を記載した警告書を警告対象者に交付するものとする。

ウ 警告の実施に当たり、警告対象者が申出人の氏名又は住所を知らない場合には、警告書における申出人の通称名等の使用、警視総監名での警告の実施、申出人の住所地等に関連しない場所での警告の実施等申出人の情報が警告対象者に知られないよう特段の注意を払うものとする。

エ 警告を実施した際に、警告対象者に対し、警告に違反した場合は、聴聞を経て禁止命令等が執行されること又は、聴聞を経ないで緊急的に禁止命令等が執行されることがある旨を説明するものとする。

オ 警告書を交付した場合は、別記様式第9号の「受領確認書」を徴するものとする。ただし、警告対象者が受領確認書の作成を拒んだ場合は、その状況について調査等報告書に記載しておくものとする。

カ 警告を実施した生安課員又はストーカー対策室の職員は、実施した日時、場所、実施時の状況その他必要な事項を記載した調査等報告書を作成するものとする。

3 警告の実施後の措置

(1) 生活安全部長への報告

警告の実施後は、警告書の謄本その他必要な書類を添付した別記様式第10号の「警告実施報告書」により、生活安全部長に報告するものとする。

(2) 申出人に対する通知

ア 警告を実施した場合は、速やかに当該警告の内容及び日時を申出人に通知するものとする。

イ 前アの場合において、当該申出人から書面による通知の申立てがあったときには、施行規則別記様式第10号の「援助申出書」の提出を受けた上で別記様式第11号の「行政措置実施証明書」を、原則として直接手渡して交付するものとする。

(3) 申出人に対する定期的な連絡

警告の実施後は、定期的に申出人と連絡を取り、当該警告に係る事案の経過を確認するとともに、再発等が認められた場合には、速やかに、禁止命令等の上申又は事件化を検討し、必要により警告対象者に口頭警告を行う等の措置を講ずるものとする。

(4) 警告対象者に対する遵守状況の確認

警告対象者に対する遵守状況の確認を必ず行い、当該警告に違反した場合は、禁止命令等の上申を検討する等の確な措置を講ずるものとする。

4 警告を実施しなかった場合の措置

(1) 警告の申出を受理したものの、警告を実施しなかった場合は、申出人に警告を実施しなかった旨及びその理由を記載した施行規則別記様式第3号の「通知書」を直接交付して通知するものとする。

(2) 前(1)の通知書を交付する場合において、申出人の承諾又はやむを得ない事情があるときは、郵送により送達して通知することができる。

(3) 前(1)及び(2)の規定により通知書を交付する場合は、口頭により申出人に通知書の内容を説明し、警告を実施しなかったことに対し理解を得るよう努めるものとする。この場合において、郵送により通知したときは、電話等の方法により説明するものとする。

5 申出人の住所地移転に伴う措置

警告を実施した後に、申出人が道府県警察の警察署の管轄区域内に移転した場合は、ストーカー対策室を経由し、ストーカー行為等に係る相談処理結果表の写しを、当該移転先の住所地を管轄する道府県警察本部長に送付し、当該事案を引き継ぐものとする。

第3 禁止命令等（法第5条関係）

1 禁止命令等の申出の受理

(1) 禁止命令等の申出は、申出人から施行規則別記様式第4号の「禁止命令等申出書」により、申出人関連警察署、行為者関連警察署若しくは行為地関連警察署の生安課員又はストーカー対策室の職員が受理するものとする。

(2) 前(1)の規定によるほか、禁止命令等の申出の受理については、前第2の1の(1)

の規定を準用する。この場合において、「警告申出書」とあるのは、「禁止命令等申出書」と読み替えるものとする。

- (3) 道府県公安委員会が禁止命令等を執行すべき事案について、禁止命令等の申出があった場合でも、援助の申出を受理した上で事情聴取を行う等、当該申出をした者の負担に配慮した適切な対応をとるものとする。

2 禁止命令等のための事実の調査

禁止命令等の上申をしようとする場合は、次により禁止命令等の要件を立証するものとする。

- (1) 当該禁止命令等の対象となった行為を行った事実を、申出人その他の関係者から聴取し、事情聴取書等を作成すること。
- (2) 前（１）の規定による事情聴取書等の作成及び物件の提出に係る手続については、前第２の１の（３）の規定を準用する。この場合において、「警告申出書」とあるのは、「禁止命令等申出書」と読み替えるものとする。
- (3) 必要により、当該禁止命令等の対象となった行為を行った者から直接事情聴取を行い、事情聴取書等を作成すること。
- (4) 前（１）から（３）までの規定によるほか、禁止命令等の要件を立証するための証拠の収集に努めること。

3 禁止命令等の上申

- (1) 禁止命令等の上申は、警視庁行政処分取扱規程（昭和４３年５月１１日東京都公安委員会規程第５号）別記様式第９の３の「禁止命令等上申書」に、別記様式第１２号の「総括報告書」、事情聴取書その他審査認定上必要な書類を添付して生活安全部長に対して行うものとする。

- (2) 前（１）の規定にかかわらず、次に掲げる事案は、ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する東京都公安委員会の事務の警視総監等への委任に関する規則に基づく東京都公安委員会の委任に係る事務の専決規程（平成２９年６月９日訓令甲第２２号）第３条の規定により、警視総監の決裁を受けるものとする。

ア 当該処分によって後日行政訴訟又は審査請求がなされるおそれがあるもの

イ 新聞等の報道機関に取り上げられ、社会の関心の高いもの

ウ その都度警視総監の決裁を受けることが適当と認められるもの

4 禁止命令等の執行

- (1) 聴聞の結果、禁止命令等の行政処分の決定がなされた場合は、当該行政処分を受ける者

(以下「禁止命令等対象者」という。)に対し、施行規則別記様式第5号の「禁止等命令書」を交付して執行するものとする。

- (2) 禁止命令等の執行に当たり、禁止命令等対象者が申出人の氏名又は住所を知らない場合には、禁止等命令書における申出人の通称名等の使用、申出人の住所地等に関連しない場所での処分の執行等申出人の情報が禁止命令等対象者に知られないよう特段の注意を払うものとする。
- (3) 禁止命令等を執行した場合には、受領確認書を徴するものとする。ただし、禁止命令等対象者が受領確認書の作成を拒んだ場合は、その状況について調査等報告書に記載しておくものとする。
- (4) 禁止命令等を執行した場合は、禁止命令等対象者に対し、禁止命令等に違反した場合は罰則が設けられている旨を説明するものとする。

5 禁止命令等の執行後の措置

(1) 公安委員会への報告

生活安全総務課長は、禁止命令等の執行状況について、東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告するものとする。

(2) 申出人に対する通知

禁止命令等を実施した場合の申出人に対する通知については、前記第2の3の(2)の規定を準用する。

(3) 申出人に対する定期的な連絡

定期的に申出人と連絡を取り、禁止命令等の執行後の状況を確認するとともに、必要により的確な措置を講ずるものとする。

(4) 禁止命令等対象者に対する遵守状況の確認

禁止命令等対象者に対する遵守状況の確認を必ず行い、当該禁止命令等に違反した場合は罰則の適用を検討するなど、的確な措置を講ずるものとする。

6 禁止命令等を執行しなかった場合の措置

禁止命令等の申出を受理したものの、禁止命令等を執行しなかった場合の申出人に対する通知については、前記第2の4の規定を準用する。この場合において、「施行規則別記様式第3号の「通知書」とあるのは、「施行規則別記様式第6号の「通知書」と読み替えるものとする。

7 申出人の住所地移転に伴う措置

禁止命令等申出書を受理したものの、当該禁止命令等に係る事案に関する聴聞を終了する

前に申出人が道府県警察の管轄区域内に移転し、当庁の管轄区域内に行為者関連警察署又は行為地関連警察署がなく、禁止命令等を執行することができなくなった場合は、当該禁止命令等に係る禁止命令等申出書その他関係書類を添付した関係資料送付書によりステッカー対策室を経由して、移転先の住所地を管轄する道府県警察本部長に当該事案を引き継ぐものとする。ただし、移転するまでに当該聴聞を終了している場合は、引継ぎを要しない。

第4 緊急時の禁止命令等（法第5条第3項）

1 緊急時の禁止命令等の要件

(1) 緊急性の判断

緊急性については、行為の態様、頻度及び期間、法第3条違反行為の相手方の心理状態等を総合的かつ慎重に判断して行うものとする。

(2) 緊急時の禁止命令等の申出の受理

緊急時の禁止命令等については、原則として、申出人の申出により発出することに留意し、当該申出の受理については、前第3の1の規定を準用する。

2 緊急時の禁止命令等の報告

緊急時の禁止命令等の執行の必要性を認めた場合は、生活安全部長に速報するものとする。

3 緊急時の禁止命令等の執行

(1) 緊急時の禁止命令等の執行を受ける者（以下「緊急禁止命令等対象者」という。）に対し、禁止等命令書を交付して執行するものとする。

(2) 緊急時の禁止命令等の執行に当たり、緊急禁止命令等対象者が申出人の氏名又は住所を知らない場合には、禁止等命令書における申出人の通称名等の使用、警視総監名での緊急時の禁止命令等の執行、申出人の住所地等に関連しない場所での緊急時の禁止命令等の執行等申出人の情報が緊急禁止命令等対象者に知られないよう特段の注意を払うものとする。

(3) 前（1）及び（2）の規定によるほか、緊急時の禁止命令等の執行については、前第3の4の（3）及び（4）の規定を準用する。

4 緊急時の禁止命令等の執行後の措置

(1) 意見の聴取

意見の聴取は、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章第2節（第28条を除く。）の規定を準用するほか、意見の聴取規則に従って行うこととし、意見の聴取実施後は、生活安全部長に報告するものとする。

(2) 公安委員会への報告

緊急時の禁止命令等を執行した場合は、意見の聴取の実施後、公安委員会へ報告するものとする。この場合においては、前第3の5の(1)の規定を準用する。

(3) 申出人に対する通知

緊急時の禁止命令等を執行した場合の通知については、前記第2の3の(2)の規定を準用する。

(4) 申出人に対する定期的な連絡

申出人に対する定期的な連絡については、前第3の5の(3)の規定を準用する。

(5) 緊急禁止命令等対象者に対する遵守状況の確認

緊急禁止命令等対象者に対する遵守状況の確認については、前第3の5の(4)の規定を準用する。

(6) 緊急時の禁止命令等を実施しなかった場合の措置

緊急時の禁止命令等を実施しなかった場合の措置については、前第3の6の規定を準用する。

第5 禁止命令等の有効期間の延長処分（法第5条第8項から第10項まで）

1 禁止命令等の有効期間の延長処分を行う主体

禁止命令等の有効期間の延長処分を行うことができる主体については、当該延長処分に係る禁止命令等を発出した都道府県公安委員会となる。

2 禁止命令等の有効期間の延長処分の申出の受理

(1) 禁止命令等の有効期間の延長処分の申出の受理は、申出人から施行規則別記様式第7号の「禁止命令等有効期間延長処分申出書」により、申出人関連警察署、行為者関連警察署若しくは行為地関連警察署の生安課員又はストーカー対策室の職員が行うものとする。

(2) 前(1)の禁止命令等の有効期間の延長処分の申出を受理する場合において、公安委員会による禁止命令等の執行後、当該禁止命令等に係る申出人が道府県に転居したときでも、申出を受理するものとする。

(3) 前記(1)の場合において、当該延長の処分を上申することができる署長が複数存在するときは、申出人の保護対策、事案の取扱状況、申出人の希望等を踏まえ、ストーカー対策室長が調整を行った上で、適当な署長が受理するものとする。

(4) 道府県公安委員会が禁止命令等の有効期間の延長処分を執行すべき事案であっても、禁止命令等の有効期間の延長処分の申出があった場合には、援助の申出を受理した上で事情聴取を行う等当該申出をした者の負担に配慮した適切な対応をとるものとする。

(5) 禁止命令等の有効期間の延長の申出を受理した場合の手続については、前記第3の2の

規定を準用する。

3 禁止命令等の有効期間の延長処分の上申

禁止命令等の有効期間の延長処分の上申については、前記第3の3の規定を準用する。

4 禁止命令等の有効期間の延長処分の執行

(1) 聴聞の結果、禁止命令等の有効期間の延長処分の行政処分の決定がなされた場合は、当該行政処分を受ける者（以下「有効期間延長対象者」という。）に対し、施行規則別記様式第8号の「禁止命令等有効期間延長処分書」を交付して執行するものとする。

(2) 前（1）の規定によるほか、禁止命令等の有効期間の延長処分の執行については、前記第3の4の（2）から（4）までの規定を準用する。

5 禁止命令等の有効期間の延長処分の執行後の措置

(1) 公安委員会への報告

公安委員会への報告については、前記第3の5の（1）の規定を準用する。

(2) 申出人に対する通知

禁止命令等の有効期間の延長の処分を執行した場合の通知については、前記第2の3の（2）の規定を準用する。

(3) 申出人に対する定期的な連絡

申出人に対する定期的な連絡については、前記第3の5の（3）の規定を準用する。

(4) 有効期間延長対象者に対する遵守状況の確認

有効期間延長対象者に対する遵守状況の確認については、前記第3の5の（4）の規定を準用する。

(5) 禁止命令等の有効期間の延長処分を執行しなかった場合の措置

禁止命令等の有効期間の延長処分の申出を受理したものの、当該延長処分を執行しなかった場合の申出人に対する通知については、前記第2の4の規定を準用する。この場合において、「施行規則別記様式第3号の「通知書」とあるのは、「施行規則別記様式第9号の「通知書」と読み替えるものとする。

第6 報告徴収又は資料提出の要求（法第13条関係）

法第13条の規定による報告又は資料提出の要求については、警告、禁止命令等又は禁止命令等の有効期間の延長処分をするために、必要な限度において行うものとする。

第7 援助の措置

1 援助の申出の受理等

(1) 援助の申出の受理

- ア 援助の申出については、生安課員又はストーカー対策室の職員が受理するものとする。
- イ 援助の申出については、申し出た者の住所地を問わず、受理することができる。ただし、警告の申出を受理した他の署長又は援助の申出をした者の住所地を管轄する他の署長が援助を行うことが適当と認められる場合は、当該援助の申出を受理することなく、当該援助の申出をした者にその旨を説明し、当該他の署長に引き継ぐものとする。

(2) 援助の要件の確認

援助の申出を受理する場合は、次に掲げる援助の要件を確認した上、援助の申出を受理することが適当であるか否を判断するものとする。

- ア ストーカー行為等があると認められること。
- イ ストーカー行為等を受けている者からの申出であること。
- ウ ストーカー行為等に係る被害を自ら防止しようとする意思があること。

(3) 援助申出書の作成

- ア 援助の申出を受理した場合は、援助申出書に記入させるものとする。ただし、援助の申出をした者から依頼があった場合は、援助の申出を受理した者が代書するものとする。
- イ 援助の申出を受理した場合は、援助申出書の写しにより生活安全部長に報告するものとする。

2 援助の措置

援助の措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 申出に係るストーカー行為等をした者に対し、当該申出をした者が当該ストーカー行為等に係る被害を防止するための交渉（以下「被害防止交渉」という。）を円滑に行うために必要な事項を連絡すること。
- (2) 申出に係るストーカー行為等をした者の氏名及び住所その他の連絡先を教示すること。
- (3) 被害防止交渉を行う際の心構え、交渉方法その他の被害防止交渉に関する事項について助言すること。
- (4) ストーカー行為等に係る被害の防止に関する活動を行っている民間の団体その他の組織がある場合にあつては、当該組織を紹介すること。
- (5) 被害防止交渉を行う場所として警察施設を利用させること。
- (6) 防犯ブザーその他ストーカー行為等に係る被害の防止に資する物品の教示又は貸出しをすること。
- (7) 申出に係るストーカー行為等について警告、禁止命令等又は禁止命令等の有効期間の延長処分を実施したことを明らかにする書面を交付すること。

(8) その他申出に係るストーカー行為等に係る被害を自ら防止するために適当と認める援助を行うこと。

3 援助の申出の受理に当たっての留意事項

援助の申出の受理に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 必要に応じて、援助の申出をした者の自宅周辺のパトロールの強化等の措置にも配慮すること。

(2) 援助の申出をした者に対するカウンセリングの実施、民事訴訟の提起等が円滑に行われるように、関係機関等と緊密な連携にも配慮すること。

4 援助の措置の実施報告

援助の措置を実施した場合は、別記様式第13号の「援助措置実施状況報告書」により、生活安全部長に報告するものとする。

第8 保護対策

1 署長は、相談者等に対する危害の発生その他の被害が発生する蓋然性が高いと認める場合は、保護対策を的確に講ずるものとする。

2 保護対策（第1の3に規定する初動措置としての保護対策を除く。）については、原則として、相談者の住所地又は居所を管轄する警察署（以下「相談者関連警察署」という。）が行うものとする。ただし、相談者関連警察署以外に相談者等の勤務地等、保護対策が必要な関係地がある場合は、関係地を管轄する警察署と相談内容の共有化を図った上、事態対処チームが、相談者の保護対策等に最も適する警察署を選定、調整し、保護対策を実施するものとする。

3 相談者等の安全を確保するため、早期の事件化を図るほか、警察の介入を相手方にいち早く知らせるための迅速な口頭警告等、必要な措置をとるとともに、公費負担による宿泊制度を活用する等状況に応じた措置を講ずるものとする。

4 相談者等が相手方と接触する可能性がある場所を可能な限り詳細に聴取して、当該場所についても立ち回り先等として確実に把握した上で、相談者に対して、自主的な防衛策を含めた具体的な防犯指導、必要なパトロール等を実施し、相談者の安全確保に向け確実な保護対策を講ずるものとする。

5 署長は、組織的な相談対応を行うとともに、同種の相談事案への活用を図るために、相談受理時における相談内容、人定事項、処理経過等に加え、処理の過程で判明した相手方の人定事項についても、管理システムに確実に登録するものとする。

6 保護対策の実施及び実施経過並びに保護対策の解除については、管理システムに経過を登

録するものとする。